

## スポーツ施設無料開放 5月5日(こどもの日)

# 青

少年の健全育成と市民の健康増進・体力向上・親子のふれあいの場を提供するために、次の施設を無料開放します。

開放日 5月5日(祝)  
開放施設・時間  
まどかパーク

総合体育館

午前9時～午後10時

多目的グラウンド・キャンプ場(デイキャンプ)・グラウンドゴルフ場

午前9時～日没

4地区のコミュニティセンター  
ふれあいホール・多目的室・健康室・テニスコート

午前9時～午後9時

赤坂・旭ヶ丘テニスコート

午前9時～午後9時

各小学校グラウンド

午前9時～午後7時

問い合わせ先

スポーツ課スポーツ担当

☎(580)1914

大野城市総合体育館

☎(503)0021

南コミュニティセンター

☎(596)0686

中央コミュニティセンター

☎(573)3127

東コミュニティセンター

☎(504)1428

北コミュニティセンター

☎(513)0099

## 家庭教育学級合同開講式・第1回家庭教育講演会 今、子どもたちのために大人ができること

# 家

家庭教育学級合同開講式・第1回家庭教育講演会を行います。

「私たち大人は残念ながら、子どもたちより長く生きる可能性は低い。だから、子どもたちが一人で生きていくために何ができるのかを考え、行動していく必要があるのです。」と、いよいよとショッキングな言葉で始まり、講師のさまざまな経験から、具体的なケースを紹介してもらいながら、子どもたちの現状と課題について考える講演会です。

だれでも参加できます。申し込みは不要です。

日時 5月22日(金) 午前10時～正午

会場 まどかぴあ 多目的ホール

演題 「食う・寝る・遊ぶ・愛される」は子どもたちの権利です

講師 内田美智子さん(助産師・

思春期保険相談士)

参加費 無料

託児 対象者 午後3カ月～就

学前 料金 無料 申込期限

5月15日(金)

託児の申し込みと問い合わせ先

文化学習課生涯学習担当

☎(580)1911

## ホットな消費者ニュース82 敷金返還トラブルに注意!

# 次

のような相談が寄せられています。

「10年以上住んでいた賃貸アパートを1カ月前に退去した。賃料の3カ月分(18万円)の敷金を払っていたが、畳・ふすまの張り替えなどに費用が20万円かかったので返金はできない、不足分を支払って欲しいと言われた。気をつけてきれいに使っていたので、請求には納得いかない。支払わなければならぬのか。」

賃貸契約が終了すれば、借主は建物を元の状態に戻す義務があり、これを「原状回復義務」といいます。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、原状回復とは、借りた当時の状態に戻すことではなく、借主の故意・過失により生じた住宅の汚損や破損を復旧することによって劣化したものは貸主の負担となっています。今回の場合、借主の不注意や故意、管理の悪さなどによって損耗が発生した部分については費用を負担しなければなりません。畳・ふすまの張り替えなどは、通常使用によって生じる損耗とみなされ、貸主の負担となります。交渉が上手くいかなければ、少額訴訟を利用するなど、粘り強く交

渉することが必要です。トラブルに巻き込まれたときは、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

大野城市消費生活相談

毎週月・水・金曜日(祝日を

除く) 午前9時半～正午・

午後1時～4時半

市総合福祉センター(社会福

祉協議会相談室)

☎(501)7830

問い合わせ先

産業振興課商工観光・労働担当

☎(580)1894

